

令和4年第2回金沢市農業委員会総会

議 事 録

- 1 日 時 令和4年2月25日（金） 午後3時～午後4時
- 2 場 所 金沢市第二本庁舎2301会議室
- 3 議 件 「令和4年第2回金沢市農業委員会総会議案書」
のとおり
- 4 出席者 別紙のとおり
(農業委員19名、農地利用最適化推進委員8名、
事務局5名)
- 5 議 事 別紙のとおり

令和4年第2回金沢市農業委員会総会出欠者名簿

農業委員

	委員氏名	出欠
1	井口 栄市	○
2	河井 剛	○
3	伴 美代子	○
4	東中 守	○
5	宮岸 好一	○
6	米光 かおる	○
7	二口 和忠	○

	委員氏名	出欠
8	太平 雅也	○
9	中村 真一	○
10	松平 裕喜	○
11	庄田 純一	○
12	下村 繁之	○
13	五坊 隆一	○
14	奥村 明義	○

	委員氏名	出欠
15	藤田 礼子	○
16	北本 久一	○
17	菊知 亮	○
18	小林 博紀	○
19	川端 満	○

出席 19名

欠席 名

計 19名

農地利用最適化推進委員

	委員氏名	出欠
1	高島 幸正	○
2	東 穰	×
3	武藤 昌弘	○
4	中川 栄樹	○

	委員氏名	出欠
5	北山 新一	○
6	山村 哲夫	○
7	西村 健	○
8	鮎岡 裕	○

	委員氏名	出欠
9	北村 清勝	○

出席 8名

欠席 1名

計 9名

農業委員会事務局

	氏名・役職
1	朝日事務局長
2	村井事務局長補佐

	氏名・役職
3	相澤係長
4	山腰主査

	氏名・役職
5	松本主査

計 5名

別紙

事務局長	<p>定刻となりましたので、ただいまから、令和4年第2回金沢市農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>金沢市農業委員会憲章を唱和いたしますので、ご起立願います。</p> <p>前文を朗読しますので、前文に引き続きご唱和願います。</p>
	<p>(憲章の唱和)</p>
事務局長	<p>どうもありがとうございました。ご着席ください。</p> <p>それでは、井口会長からご挨拶をお願いします。</p>
会 長	<p>(会長挨拶)</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、これより農地部門の議案審議に入ります。</p> <p>この会議の議長は、金沢市農業委員会会議規則第4条の規定により、会長が務めることになっております。</p> <p>会長よろしくをお願いします。</p>
会 長	<p>それでは議事の方を進めてまいります。</p> <p>本日の出席委員数は、ただいまのところ19名であります。よって、総会の定足数に達しておりますことをご報告いたします。</p> <p>また、推進委員の出席者は8名であります。</p> <p>なお、本日の議事録署名委員には、五坊委員と奥村委員の2名を指名いたします。ここで議案審議に入る前に、会長が行う議長の職務の一部を副会長に委任することについて、お諮りいたします。</p> <p>農地部門に関する議事につきましては、農地小委員会の委員長を兼務する副会長に議長をお願いし、その専門的な立場から会議を進めた方が良いと思われまますがいかがでしょうか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

会 長	<p>ご異議なしと認め、本件はそのように決定いたします。 それでは、ただ今から農地部門の議案審議に移ります。 太平副委員長、議長をお願いします。</p>
太平副会長	<p>それでは、お手元の議案書をお開きください。 最初に、令和3年第12回総会および令和4年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>令和3年第12回総会および令和4年第1回総会での議決事項に関する事務処理状況について報告いたします。</p> <p>令和3年第12回総会に関して、前回の総会で報告が先送りとなっていたもののうち、農地法第5条許可申請1件については、1月14日付けで石川県知事あてに送付し、2月9日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条事業計画の変更申請1件については、12月24日付けで石川県知事あてに送付し、2月9日付けで承認書が交付されております。</p> <p>次に、令和4年第1回総会に関する事務処理状況ですが、農地法第4条許可申請1件については、1月27日付けで石川県知事あてに送付し、2月15日付けで許可書が交付されております。</p> <p>農地法第5条許可申請4件については、番号3及び番号4を1月27日付け、番号1及び番号2を2月14日付けで石川県知事あてに送付し、番号2、番号3及び番号4の3件は、2月15日付けで許可書が交付されております。なお、番号1の許可申請に係る許可書の交付日については、次回の総会でご報告いたします。</p> <p>非農地証明願1件については、1月26日付けで証明書を交付しております。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画については、2月1日付けで公告し</p>

	ております。
太平副会長	ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、議案審議に入ります。 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。 事務局、これについて説明願います。
事務局	議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。議案書は1ページから4ページです。 今回、安原地区から1件、小坂地区から3件、犀川地区から6件、森本地区から2件、二塚地区から4件、計16件の申請がありました。 番号1は打木町の案件で、経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号2は百坂町、番号3及び番号4は金市町の案件で、いずれも経営規模の拡大のため、賃借権を設定するものです。 番号5から番号10は末町の案件で、いずれも代替農地の取得のため、所有権を移転するものです。 番号11は八田町、番号12は才田町の案件で、それぞれ経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 番号13及び番号14は専光寺町の案件で、ともに世帯内贈与のため、所有権を移転するものです。 番号15及び番号16は稚日野町の案件で、ともに経営規模の拡大のため、所有権を移転するものです。 申請地の現況は全て田または畑であり、譲受人の耕作状況等についても問題ありません。 以上、16件で、面積は17,349㎡です。いずれも農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

	<p>ご審議の程、よろしくお願ひいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号15及び番号16につきましては、中村委員から申請があった案件でございます。</p> <p>このため中村委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いいたします。</p> <p>(中村委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号15及び番号16につきましては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第1号のうち番号15及び番号16については、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>それではここで、中村委員に、ご着席いただくこととします。</p> <p>(中村委員 着席)</p> <p>次に、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち番号1から番号14に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてのうち、番号1から番号14につきましては、原案のとおりに許可することにご異議ございませんか。</p>

	(異議なしの声)
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第1号のうち番号1から番号14号については、原案のとおりに許可することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、関連がございますので、一括して上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>まず、議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。議案書は5ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、森本地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、岸川町の案件で、貸駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される周辺居住者の貸駐車場であることから許可相当であると考えます。</p> <p>以上、1件で面積は1,011㎡です。</p> <p>次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>議案書は6ページです。お手元の地図と併せてご覧ください。</p> <p>今回、川北地区、犀川地区、森本地区、二塚地区からそれぞれ1件、合計4件の申請がありました。</p> <p>番号1は、木越町の案件で、使用貸借による権利の設定を伴う分家住宅への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内に近藤クリニックと佐藤眼</p>

	<p>科があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>番号2は、末町の案件で、所有権の移転を伴う観光拠点広場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断されますが、事業目的を達成するための代替地がないことから許可相当であると考えます。</p> <p>番号3は、堅田町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、農用地区域内農地ですが、現在、農振除外の手続き中です。住宅等が連たんしている区域に近接する農地で、農地の広がり10ヘクタール未満であることから農振除外後は第2種農地と判断されますが、集落に接続して設置される周辺居住者の駐車場であることから許可相当であると考えます。</p> <p>番号4は、北塚町の案件で、所有権の移転を伴う駐車場への転用申請です。</p> <p>農地の区分は、上・下水道管が埋設されている幅員4m以上の道路に面し、かつ、500m以内にふたつか認定こども園と二塚公民館があることから第3種農地と判断されますので、原則許可できるものと考えます。</p> <p>以上、4件で面積は合計1,118㎡です。ご審議の程、よろしく申し上げます。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、質疑に入ります前に申請案件について現地調査を行っておりますので、庄田委員から調査結果をご報告願います。</p>
<p>庄田委員</p>	<p>2月21日、現地調査を行い、申請書のとおりであることを確認したので、ご報告いたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ありがとうございました。</p>

	<p>それでは、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見決定について、及び議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定については、原案のとおり許可することが相当であると決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第2号及び議案第3号は、原案のとおり許可することが相当であると決定いたします。</p> <p>次に、議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について上程いたします。</p> <p>事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてご説明いたします。議案書は7ページです。</p> <p>今回、小坂地区から1件の申請があり、面積は合計1,531㎡です。</p> <p>現地の状況につきましては、2月14日に山村委員と事務局職員2名の計3名で現地調査を行い、申請地すべてにおいて申請どおり耕作されていることを確認しました。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願については、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>

<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号 非農地証明願について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第5号 非農地証明願についてご説明いたします。</p> <p>議案書は8ページです。</p> <p>今回、小坂地区から1件の申請がありました。</p> <p>番号1は、釣部町の案件で、山間地等にある農地が長期間の不耕作により荒廃し、農地としての復元が著しく困難であることから申請があったものです。</p> <p>現況については、2月16日、山村委員に申請のとおり山林化していることを確認いただいています。</p> <p>以上、1件で面積は300㎡です。</p> <p>ご審議の程、よろしく願います。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第5号 非農地証明願については、原案のとおりに証明することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第5号は、原案のとおりに証明することに決定いたします。</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。議案書は9ページから17ページです。</p> <p>利用権貸借の一般分について、番号1から番号10の10</p>

	<p>件の申し出がありました。</p> <p>使用貸借による権利を設定する、契約期間が1年の再設定が1件、5年の再設定が2件、20年の再設定が1件で、賃借権を設定する、契約期間が5年の新規設定が1件、10年の新規設定が4件、10年の再設定が1件です。面積は合計21,228.88㎡です。</p> <p>利用権貸借の機構分について、番号1及び番号2の2件の申し出がありました。</p> <p>賃借権を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件、使用貸借による権利を設定する、契約期間が10年の新規設定が1件で、面積は合計7,988㎡です。</p> <p>また、所有権移転について、1件の申し出があり、面積は合計11,295㎡です。所有権の移転を受ける者は、金沢農業大学校修了生の認定新規就農者で、規模拡大するものです。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしく願いいたします。</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありました。今回の議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3につきましては、小林委員が代表理事である法人から申出があった案件でございます。</p> <p>このため小林委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(小林委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の</p>

	<p>規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第6号のうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3については、原案のとおり決定いたします。それではここで、小林委員に、ご着席いただくこととします。</p> <p>(小林委員 着席)</p> <p>次に、議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3を除いた議案に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第6号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による金沢市農用地利用集積計画の決定についてのうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3を除いた議案については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>ご異議なしと認め、議案第6号のうち、利用権貸借の一般分の番号2及び番号3を除いた議案については、原案のとおり決定いたします。</p> <p>次に、議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請について上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請についてご説明いたします。議案書は18ページです。この法律は、都市住民等</p>

	<p>への趣味的な利用を目的とした農地の貸付けについて、農地法等に関する特例を措置するもので、今回、額地区から2件の申請がありました。</p> <p>番号1は四十万3丁目、番号2は四十万町の案件で、市民農園「しじま みんなの畑」の開設による特定農地貸付けで、面積は合計1,627㎡です。金沢市と開設者とは貸付協定を締結済みであり、特定農地貸付けの各要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
太平副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第7号 特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条の規定による承認申請については、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
太平副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたします。続きまして、報告事項にまいります。</p> <p>報告第1号 農地法第4条第1項第8号及び報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について、事務局から報告願います。</p>
事務局	<p>農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による届出について、ご報告いたします。</p> <p>議案書は19ページから27ページです。</p> <p>届出件数は、第4条が5件で、面積は合計2,478㎡、第5条が23件で、面積は合計7,810.30㎡です。内容、転用目的については議案書に記載のとおりです。</p>
太平副会長	<p>ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関し</p>

	て、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第3号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第18条第6項の規定による届出について、報告いたします。議案書は28ページです。 届出件数は2件で、解約理由はいずれも借人変更のためで、面積は1,551㎡です。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第4号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について、事務局から報告願います。
事務局	農地法第3条の3第1項の規定による届出について、報告いたします。議案書は29ページ及び30ページです。 届出件数は2件で、面積は合計4,626㎡、取得事由はいずれも相続で、あっせんの希望はありません。
太平副会長	ただいま、事務局から報告がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
太平副会長	質問がないようですので、次に報告第5号 農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、事務局から報告願います。
事務局	農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の規定による農用地利用配分計画の認可について、報告いたします。議案書は31ページです。 権利設定に関して、森本地区で1件あり、面積は合計15,738㎡で、契約期間は10年です。

<p>太平副会長</p>	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
<p>太平副会長</p>	<p>質問がないようですので、以上で、農地部門の予定の案件は、終了いたしました。</p> <p>慎重なご審議のうえ、円滑な議事の進行にご協力いただき、ありがとうございました。</p> <p>それでは、これにて議長を交替いたします。</p>
<p>会 長</p>	<p>太平副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>引き続きまして、農政部門の議案審議に入ります。</p> <p>小林副会長、議長をお願いします。</p>
<p>小林副会長</p>	<p>委員各位のご協力のもとに、会議を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、議案第8号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、上程いたします。事務局、これについて説明願います。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第8号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定について、ご説明いたします。</p> <p>本件は、金沢農業振興地域整備計画の変更にあたり、金沢市から本委員会に意見を求められているもので、議案書は、1ページから5ページです。</p> <p>2ページをご覧ください。今回の変更は、三谷地区において、180㎡を農用地区域から除外することに伴うものです。</p> <p>なお、農用地区域への編入及び用途区分の変更はありません。</p> <p>農用地区域から除外する案件についてご説明します。4ページをご覧ください。</p> <p>竹又町において携帯電話基地局を設置する計画があり、農用地区域から除外するもので、農地転用に当たっては、許可を要しない案件となります。</p>

	<p>以上、ご審議の程よろしく申し上げます。</p>
小林副会長	<p>ただいま、事務局から説明がありましたが、今回の議案第8号につきましては、北本委員に関係する案件でございます。</p> <p>このため北本委員は、農業委員会法第31条第1項の規定により、この議事に参与することができませんので、ご退席をお願いします。</p> <p>(北本委員 退席)</p> <p>この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
小林副会長	<p>質問がないようですので、お諮りします。</p> <p>議案第8号 金沢農業振興地域整備計画の変更に関する意見決定については、金沢市長職務代理者あて、異議がない旨、回答することにご異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
小林副会長	<p>ご異議なしと認め、議案第8号は、金沢市長職務代理者あて、異議がない旨、回答することに決定いたします。それではここで、北本委員に、ご着席いただくこととします。</p> <p>(北本委員 着席)</p> <p>以上で、農政部門の予定の案件は終了いたしました。</p> <p>委員各位のご協力に感謝を申し上げ、議長を交替いたします。</p>
会 長	<p>小林副会長、どうもありがとうございました。</p> <p>それでは、協議・連絡事項に移りたいと思います。</p> <p>事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>(資料に基づき、内容説明)</p>
会 長	<p>ただいま、事務局より説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。</p>
	<p>(質問なし)</p>
会 長	<p>それでは最後に、1月中の農業委員の相談・活動内容につ</p>

	いて、活動されました各委員から報告がありますので、説明をお願いします。
各委員	(各委員から報告)
会 長	ただいま、各委員から説明がありましたが、この件に関して、ご質問ございませんか。
	(質問なし)
会 長	ほかに何かありますでしょうか。 なければ、これで会議を終了させていただきます。 委員の皆さん、ありがとうございました。
事務局長	井口会長、ありがとうございました。それでは、最後に、二口副会長、閉会のご挨拶をお願いします。
二口副会長	(副会長挨拶)
事務局長	ありがとうございました。委員の皆様には、本日はご苦勞様でした。以上で、散会といたします。